

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則

平成八年十二月十三日 規則第六十五号
静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則
(昭和三十六年静岡県規則第五十三号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例(昭和三十六年静岡県条例第五十五号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(有害興行の揭示)

第二条 条例第九条第六項の規定による揭示は、興行期間中様式第一号により行うものとする。

(有害図書類の陳列の方法)

第二条の二 条例第九条の二第一項の規定による有害図書類を陳列するときの他の図書類との区分の方法は、次の各号のいずれかに該当する方法とする。

- (一) 間仕切り等により仕切られ、かつ、内部を容易に見通すことができない措置がとられた場所に有害図書類を陳列すること。
 - (二) 有害図書類以外の図書類を陳列する棚から六十センチメートル以上離れた棚に有害図書類をまとめて陳列すること。
 - (三) ビニール袋等により全体の包装を行う方法、伸縮しない材質のひもで十字掛け又はたすき掛けにして縛る方法その他の方法により、容易に閲覧できないようにして、有害図書類をまとめて陳列すること。
 - (四) 有害図書類を陳列する棚の各棚板の前面と直交する鉛直面上に、当該棚板の前面から七センチメートル以上張り出した透視できない材質及び構造の仕切り板を二箇所以上設け、それらの仕切り板の間に有害図書類を陳列すること。
 - (五) 床面から一五〇センチメートル以上の高さの位置に背表紙のみが見えるようにして、有害図書類をまとめて陳列すること。
- (追加(平成十八年規則六十三号))
(多数の青少年の利用に供される施設)
第二条の三 条例第十条の二第二項第七号の規則で定める施設は、別表に掲げる施設とする。
(追加(平成十八年規則六十三号))
(自動販売機等による図書類又はがんに具類等の販売等の届出)
第三条 条例第十条の三第一項第五号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(一) 連絡先の電話番号

(二) 自動販売機又は自動貸出機の別

(三) 自動販売機等管理者の連絡先の電話番号

(四) 自動販売機等により販売し、又は貸し付ける図書類又はがんに具類等の種類

(五) 販売又は貸付けを開始しようとする年月日

2 条例第十条の三第一項の規定による届出は、様式第二号による自動販売機等による図書類(がんに具類等)販売等開始届出書により、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(一) 住民票の写し(外国人にあつては外国人登録証明書の写し、法人にあつては登記事項証明書。以下「住民票の写し等」という。)

(二) 自動販売機等の設置場所の周囲の見取図

(三) 自動販売機等管理者の住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)

(四) 様式第三号による自動販売機等管理者就任承諾書

(五) 自動販売機等管理者が条例第十条の四第二項第二号に掲げる者に該当しない旨の市町の長の証明書

3 前項の自動販売機等による図書類(がんに具類等)販売等開始届出書は、販売又は貸付けを開始しようとする日の十日前までに提出しなければならない。

(一部改正(平成十七年規則五号・十八年六十三号))
第四条 条例第十条の三第二項の規定による変更又は廃止の届出は、様式第四号による自動販売機等届出事項変更(使用廃止)届出書により行うものとする。

2 前項の場合において、その変更が、次の各号に掲げる事項に係るものであるときは、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(一) 条例第十条の三第一項第一号に掲げる事項 変更後の住民票の写し等

(二) 条例第十条の三第一項第三号に掲げる事項 変更後の設置場所に係る前条第二項第二号に掲げる書類

(三) 条例第十条の三第一項第四号に掲げる事項 次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に掲げる書類

ア 自動販売機等管理者の交替による場合 変更後の自動販売機等管理者に係る前条第二項第三号から第五号までに掲げる書類

イ ア以外の場合 変更後の自動販売機等管理者に係る前条第二項第三号に掲げる書類

(図書類又はがんに具類等の販売又は貸付けをする自動販売機等への表示)
第五条 条例第十条の五第三項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(一) 自動販売機等による図書類(がんに具類等)販売等開始届出

書の届出番号

(二) 自動販売機等管理者の住所、氏名及び連絡先の電話番号

2 条例第十条の五第三項の規定による表示は、様式第五号により行うものとする。

(自動販売機による利用カードの販売の届出)
第六条 条例第十三条の三第一項第四号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(一) 連絡先の電話番号

(二) 販売に係る利用カードによって利用することができる店舗型電話異性紹介営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業をいう。)を営む営業所の名称又は無店舗型電話異性紹介営業(同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。)の呼称(当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用するものに限る。)(以下これを「テレホンクラブ等営業所の名称等」という。)

2 条例第十三条の三第一項の規定による届出は、様式第六号による自動販売機による利用カード販売届出書により、住民票の写し等を添付して行うものとする。

3 前項の自動販売機による利用カード販売届出書は、販売を開始しようとする日の十日前までに提出しなければならない。

(一部改正(平成十四年規則十五号・十八年六十三号))
第七条 条例第十三条の三第二項の規定による変更又は廃止の届出は、様式第七号による自動販売機による利用カード販売届出事項変更(廃止)届出書により行うものとする。この場合において、その変更が、同条第一項第一号に掲げる事項に係るものであるときは、変更後の住民票の写し等を添付しなければならない。

(一部改正(平成十四年規則十五号))
(利用カードを販売する自動販売機への表示)
第八条 条例第十三条の三第三項の規則で定める事項は、自動販売機による利用カード販売届出書の届出番号とする。

2 条例第十三条の三第三項の規定による表示は、様式第八号により行うものとする。

(一部改正(平成十四年規則十五号))
(催眠、興奮、幻覚、麻酔等の作用を有する薬品等)
第九条 条例第十五条第七号の規則で定める物は、次に掲げる物とする。

(一) 薬事法(昭和三十五年法律第一四五号)第五十条第八号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した医薬品

(二) 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三〇三号)第三条の三の規定に基づき政令で定められた物

(一部改正(平成十三年規則一号、十四年十五号))

(深夜営業店及び深夜興行の揭示)

第十条 条例第十六条第四項の規定による揭示は、様式第九号により行うものとする。

(一部改正(平成十四年規則十五号・十八年六十三号))

(身分証明書)

第十一条 条例第十二条の二第四項に規定する証明書は、様式第十号によるものとする。

2 条例第十七条第三項に規定する証明書は、様式第十一号によるものとする。

(一部改正(平成十四年規則十五号))

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成九年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の一部を改正する条例(平成八年静岡県条例第三十九号。以下「改正条例」という。)附則第三項の規定により、改正条例による改正後の静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例以下、改正後の条例」という。)第十条の三第一項の規定が適用される者に係る第三条の規定の適用に当たっては、同条第一項第五号及び様式第二号中「開始しようとする年月日」とあるのは「開始した年月日」とする。

3 この規則の施行の際現に自動販売機等による図書類又はがん具類等の販売又は貸付けの業を行っている者については、平成九年二月二十八日までの間は、第五条第一項第一号の規定は適用しない。

4 改正条例附則第四項の規定により、改正後の条例第十三条第一項の規定が適用される者に係る第六条の規定の適用に当たっては、同条第一項第五号及び様式第六号中「開始しようとする年月日」とあるのは「開始した年月日」とする。

5 改正条例附則第六項の規定により、改正後の条例第十三条の五第一項の規定が適用される者に係る第九条の規定の適用に当たっては、同条第一項第三号及び様式第八号中「開始しようとする年月日」とあるのは「開始した年月日」とし、同条第二項中「住民票の写し等」とあるのは「住民票の写し等及び自動販売機の設置場所の周囲の見取図」とする。

6 この規則の施行の際現に自動販売機(青少年入場禁止場所以外の場所に設置されている自動販売機を含む。)による利用カードの販売の業を行っている者については、平成九年二月二十八日までの間は、第十一条第一項の規定は適用しない。

7 この規則の施行の際既に交付されている改正前の静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則別記様式第四号による身分証明書は、当該身分証明書の有効期間の満了する

までの間は、改正後の静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則様式第十三号による身分証明書とみなす。

附則(平成十一年三月三十一日規則第四十九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成十二年三月三十一日規則第八十四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成十三年一月五日規則第一号抄)

1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附則(平成十四年三月二十八日規則第十五号)

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定及び様式により提出されている届出書は、改正後の静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則の相当する規定及び様式により提出された届出書とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附則(平成十四年三月二十九日規則第二十一号)

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附則(平成十七年三月七日規則第五号抄)

1 この規則は、不動産登記法(平成十六年法律第一二三号)の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附則(平成十八年十月十八日規則第六十三号)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年静岡県条例第五十六号。以下「改正条例」という。)附則第二項の規定により、改正条例による改正後の静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第十条の三第一項に規定する図書類又はがん具類等の販売又は貸付けの業を行おうとする者とみなされて同項の規定の適用を受ける者が行う同項の規定による届出については、改正後の静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第三条第一項及び第二項のみを適用する。この場合において、同条第一項第五号及び様式第二号中「開始しようとする年月日」とあるのは「開始した年月日」とする。

3 この規則の施行の際現に改正後の条例第三条第五号に規定する自動販売機(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して販売をすることができるものに限る。)又は同条第六号に規定する自動貸出機(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して貸付けをすることができ

るものに限る。)により改正後の条例第十条の三第一項に規定する図書類又はがん具類等の販売又は貸付けの業を行っている者については、平成十九年四月三十日までの間は、新規則第五条第一項第一号の規定は適用しない。

4 この規則の施行の際現に交付されている改正前の静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)様式第十一号による身分証明書は、当該身分証明書の有効期間が満了するまでの間は、新規則様式第十一号による身分証明書とみなす。

5 この規則の施行の際現に旧規則の様式(様式第三号及び様式第十一号を除く。)により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。